

## 共通事項審査基準

## 注意点

- 1 合計得点が6割以上（156点）で適格とします。
- 2 審査項目単位で得点が0点であるときは、失格とします。
- 3 獲得した得点の高い団体が2団体以上あるときは、加配された審査項目の合計得点が高い団体を指定管理者候補者として選定します。

選定基準	審査項目	審査内容	配点
1 事業計画書に沿った管理を安定して行う人的能力・財政基盤を有しているか	(1) 財政的能力	① 継続的、安定的に管理運営を行うことが可能か	/180
		② 運営開始当初の資金調達、予定外の経費増への対応は適切か	
	(2) 安定的な運営が可能となる人的能力	③ 役割分担や責任体制は明確かつ適切か	
		④ 緊急時における施設の連絡体制など、具体的な体制が整っているか	
		⑤ 業務従事者の指導、育成及び研修等の人材育成計画は適切か	
		⑥ 運営業務や接遇・対応等に関する独自のマニュアルが整備されているか	
		⑦ 人件費や労働条件の設定において、業務従事者への配慮はなされているか	
2 その他	(1) 個人情報保護・情報公開	① 個人情報の保護及び情報公開への取組み、また漏洩等があった場合の責任の体制は適切か	/80
	(2) 法令順守等	② 関連する法令・法令等を理解し、遵守するとともに、公共性を考慮した提案となっているか	
	(3) 環境への配慮	③ 環境へ配慮した取組みが提案されているか	
合計			/260